

# 更生保護制度における矛盾が保護司の処遇実践においてどのように現れているか

—「しよく罪指導プログラム」の運用と「社会的包摂」という政策理念をめぐって—

研究代表者  
立教大学大学院社会学研究科  
加藤 倫子

## 1. はじめに

更生保護制度は、元犯罪者や非行少年を社会に復帰させるための制度である。この制度には、国の官僚である保護観察官と民間人である保護司が協働で携わっている。保護観察官が全国で 1,000 人程度であるのに対し、2012 年 5 月 1 日現在の保護司の数は 47,968 人で充足率は 91.4%である<sup>1</sup>。近年は充足率の低下が問題視され、新任保護司の確保が難しくなっているといわれているが、実質的な処遇のほとんどは保護司によって担われている。

更生保護制度においては、犯罪や非行に手を染める者の多くが貧困、家庭の問題、周囲の無理解（障がいなど）といった問題を抱えている福祉の対象者でもあるという考えが広がっており、犯罪や非行からの社会復帰に際しての就職や住居の手配といった生活基盤の立て直しは、再犯防止の目的のためにも、以前にも増して喫緊の課題と認識されており<sup>2</sup>、犯罪歴や非行歴のある人の「社会的包摂<sup>3</sup>」が政策理念として重視され始めている。

しかしその一方で、更生保護の世界に 2004 年に一つの大きな変化が生じた。この年、犯罪の被害者ならびにその家族・遺族の救済・支援をはかる

目的で、犯罪被害者等基本法が制定されたのである。これにより、2005 年 12 月には「犯罪被害者基本計画」が策定され、これまで犯罪・非行者の社会復帰を扱ってきた更生保護制度においても、被害者の心情を重視し、被害者の社会復帰や生活再建のための支援も行うようになった。とりわけ、2007 年 3 月から導入された「しよく罪指導プログラム」（以下、特別な断りがなく「プログラム」と記述する場合は「しよく罪指導プログラム」を指す）は、この「犯罪被害者基本計画」の中に含まれるもので、保護観察の対象者に対し、自己の犯した犯罪と被害の重大さを認識させ、被害者への慰謝の措置を講じる責任を自覚させて具体的なしよく罪計画を立てさせる指導が行われることになっている。

## 2. 目的

だが、このように、更生保護制度が犯罪者（加害者）と被害者の双方を向かねばならなくなったとき、矛盾が生じることはないだろうか。たとえば、被害者が加害者の社会復帰を快く思わないような場合（それはしばしば容易に想定されるものであろう）、その狭間に立たされる保護司

はどのように振る舞えばよいのだろうか。更生保護制度は犯罪者（加害者）の社会復帰を主目的としているのだから、保護司は役割上それを果たせばよいということになるだろう。だが、被害者の社会復帰を念頭に置いた処遇がより一般的なものとなれば、保護司の処遇実践は加害者と被害者どちらのためのものであるのか、ますます不明瞭になってゆくのではないだろうか。

本研究はこのような素朴な疑問を出発点としており、次の3つの問いを立てた。一つ目は、そもそも保護司の処遇実践において何がなされているのか（加害者に対する理解がどのようになされているのか／被害者の心情を重視するとはどのようなことか）。二つ目は、処遇実践のなかで困難がいかにかに経験されているのか（あるいは「困難として」は経験されていないのか）。三つ目は、プログラムの導入により保護司の処遇実践がどのような影響を受けたのか、である。これらの問いに答えることで、たんにプログラムがどのようなものであるかの説明にとどまらず、プログラムと保護司の処遇実践との接合性を検討していく。

保護司の活動や意識については、これまでに法務総合研究所によって保護司を対象にした面接調査と質問紙調査がなされている<sup>4</sup>（法務総合研究所2005）。それによると、保護司が処遇において困難に感じていることとして挙げられているのは、対象者の性格や行動への対処にかかわるものであり<sup>5</sup>、対象者（犯罪者）と被害者との間にあることのジレンマについては述べられていない。また、犯罪被害者については、「被害者等調査の経験」「被害者等を視野に入れた対象者に対する指導・援助」という項目で調査が行われている。「被害者等調査の経験」という項目については、被害者から受けた対応や要望がどのようなものであったかということも記されており、罪種によって被害者の反応は異なり、「殺人・傷害致死事件の遺族」からの反

応が最も厳しいものであると指摘されているが<sup>6</sup>（法務総合研究所2005: 51）、それは保護司の処遇上の「困難」としては受け止められてはいない。また、「被害者等を視野に入れた対象者に対する指導・援助」という項目については、多くの保護司がこのような指導・援助に力を入れていることが事例とともに指摘されており<sup>7</sup>（法務総合研究所2005: 51）、保護観察対象者と犯罪被害者との狭間にあることのジレンマもうかがえる。さらに、被害者等を視野に入れた指導・援助の経験と、指導・援助の必要性の認識に関連性があることも指摘されている（法務総合研究所2005: 53）。

この調査ではプログラムの存在については触れられていないが、調査結果からは保護観察対象者と被害者の狭間に立たされる保護司の姿や、保護観察対象者への処遇の困難さの一端を垣間見ることができる。本研究では、この調査の結果も踏まえつつ、プログラムについての記述に重点を置き、先に掲げた3つの問いを明らかにしていく。

### 3. 方法

上記の目的を達成するため、本研究では、プログラムについて書かれていた雑誌記事等資料の収集と、プログラムについての保護司へのインタビュー調査で得られたデータから分析を行っていく。

雑誌記事等資料の収集については、国立情報学研究所の論文・雑誌記事の検索データベースであるCiNii<sup>8</sup>で「しよく罪指導プログラム」や「更生保護 and 被害者」というキーワードで検索して出てきたものが対象となっている。そのうち、本研究に関わるもの（とりわけ保護司に関するもの）をピックアップした。

インタビュー調査は、首都圏在住の保護司7名に依頼を行い、6名に対し実施した。「しよく罪指導プログラムについて」、「保護観察対象者とのか

かわり、「被害者の心情についてどのように考えているか（それを踏まえて対象者と接するかどうか）」といったことを大まかに質問項目として定め調査に臨んだが、残念ながら、今回の調査でインタビューが出来た保護司の中にはしよく罪指導プログラムに携わった経験のある保護司はおらず、「プログラムを実施した経験についての語り」は得ることができなかった。

なお、調査の実施にあたっては、筆者の研究内容や今回の調査の趣旨について説明した上で録音・記録の許可を得た。また、録音・記録したデータについては、個人が特定されることがないようにプライバシーを保護した上で研究に使用することの承諾を得ている。調査協力者のプロフィールと調査実施日は次の表の通りである（保護司歴は初回インタビュー実施時点のものである）。

表1 調査協力者のプロフィール／調査実施日

	保護司歴	性別	職業	調査実施日
Aさん	23年	女性	専業主婦	2012年8月27日、 2013年6月12日
Bさん	12年	女性	専業主婦	
Cさん	12年	男性	自営業	
Dさん	3年	女性	専業主婦	
Eさん	24年	男性	元教員	2012年8月31日、 2013年5月13日
Fさん	13年	男性	自営業	2013年9月7日
Gさん	9年	男性	元教員	メールにて（2013年8月23日受信）

7名とも同じ保護司会に所属する保護司たちである。Aさん、Bさん、Cさん、Dさんについてはグループインタビューを実施した。Aさん、Bさん、Cさん、Dさん、Eさんについては録音したデータからトランスクリプトを作成し、それを用いている。Fさんのインタビューデータについては、録音・公開の許可は得ているものの、インタビュー中に固有名詞（人名）や地名が頻繁に用いられているため、本文中ではトランスクリプトを用いることをせず詳細なメモによる記録を用いることとした<sup>9</sup>。

Gさんについては、直接対面しての聞き取りはできなかったが、質問項目をメールで送ったところ、それへの回答が返ってきたので、それをデータとして引用する。なお、トランスクリプト中に表記されている「\*」は筆者（調査者）の発言を示している。

先述の通り、プログラムの実施経験についての語りを得られなかったため、本研究では、それについての分析に至ることができなかった。この点について、本研究の目的や趣旨と逸れてしまったことを予めお断りしておきたい。

しかしながら、インタビューに協力して下さった保護司の方々はいずれも、当然ながらプログラムの存在を知っていたため、「プログラムをどのように認識しているのか（あるいは、しよく罪についてどのように認識しているのか）」についての語りは得ることが出来た。そこで、実施経験についての語りの代わりに、プログラムやしよく罪にたいする認識を掘り下げていくことにより、プログラムやプログラムと保護司の処遇実践との関わりについてアプローチを試みることにした。

次節で、得られたデータを次の4つの項目——(1)プログラムとはどのようなものであるか、(2)プログラムや「しよく罪指導」についての認識のされ方、(3)「対象者（加害者）の理解」をどのように行っているか、(4)「しよく罪」とは別の社会復帰のあり方——に沿って提示していく。

## 4. 結果

### (1) プログラムとはどのようなものか

ここではまず、雑誌記事等資料の中でプログラムがどのように説明されているのかについて述べていく。また、先述の通り、プログラムを経験したことのある保護司はいなかったが、調査協力者のなかに被害者調査の経験のある保護司がいたた

め、プログラムに類するものと見なし、その語りを引用する。

### 1) 雑誌記事等資料から浮かび上がる「被害者心情の重視」という潮流と「プログラム」

このプログラムが始まる契機として、犯罪被害者基本法（2004年）ならびに犯罪被害者基本計画（2005年）があったことは先にも示した通りである。法務省保護局観察課（2007）による説明を見ると、このプログラムは、殺人・傷害といった罪を犯した保護観察対象者に適用され、保護観察所で実施されるものである。従来から、事案に応じた個別のしよく罪指導がなされてきたが、前述の「犯罪被害者基本計画」を受け、しよく罪指導をより充実させ、徹底していくために、一定の手順を定めた、全国統一のプログラムを導入することとなったという。「しよく罪指導プログラム」は、被害者を死亡させまたはその身体に重大な傷害を負わせた事件により保護観察に付されたものを実施対象としているが、これ以外の対象者であっても、犯した罪の重さの認識が欠けている者、被害者等に対する謝罪や被害弁償等の意識が低い者など、指導プログラムを実施することが必要と判断された者についても、実施対象にすることがある。プログラムの内容は、1. 自己の犯罪行為を振り返らせ、犯した罪の重さを認識させること、2. 被害者等の実情（気持ちや置かれた立場、被害の状況等）を理解させること、3. 被害者等の立場で物事を考えさせ、また、被害者等に対して、謝罪、被害弁償等の責任があることを自覚させること、4. 具体的なしよく罪計画を策定させることの4項目から成り、それぞれ毎月の課題が設定されている。実施については、対象者に対して、所定の課題を履行させ、その結果を所定の様式により提出させ、提出された記録を基に、毎回課題の内容について対象者と話し合い、履行状況を確認す

るという方法を採用する。

原則として保護観察所が実施するプログラムであるものの、保護司もこれに携わることがあるといい、このような被害者支援の流れについて法学者の佐伯仁志は、被害者支援の重要性を十分に認めた上で、「しかし、保護司は、犯罪者の更生保護を援助することを指名としており、被害者支援の機能を併せて持たせることは、役割の混乱を招いて、更生保護にとっても被害者保護にとっても、望ましくない結果になる恐れがあるように思われる。むしろ、保護司とは別個の専門職として配置することが望ましいのではないであろうか」（佐伯2006：9）と述べている。

ところで、「プログラム」の登場以前、更生保護制度は被害者とどのようにかかわってきたのだろうか。関連する記述をいくつか見ていこう。

法学者の宮澤浩一は、日本の刑事司法過程において「保護」の領域は早くから「被害者の視点」を制度の中に組み込んでいたと指摘している（宮澤2003：2）。それによれば、90年代初めに、「矯正・保護における被害者の視点」が議論された機会に、実務の立場からの現状報告がなされたという<sup>10</sup>。また、それ以前にも、「少年に対する交通保護観察の集団処遇において、参加者に感想文を書かせ、その際に被害者や遺族の苦しみを肝に銘じさせる方法がとられた」り、さらにそれより前に「保護観察の際の環境調整、仮釈放や恩赦の実務において、被害者、特にその遺族の感情、受刑者の帰住先や恩赦の対象者の住居地の住民感情の判断に際して、被害者を念頭に置く実務の運用が定着していた」りしたという。しかしながら、「被害者等」に配慮するといいいながら、その軸足はあくまでも「犯罪者の社会復帰」に置かれており、被害者との対話やその意見の聴取は付け足しにすぎなかったため、重大犯罪の遺族の中には拒否的な態度を取る関係者は少なくなかったという（宮澤

2003: 2)。

また、保護観察官の辻 (2003) も前述の宮澤同様、更生保護の中には被害者への対応も含むが、保護観察の処遇があくまでも加害者 (犯罪者) の改善更生を図る目的になされているということに力点を置いている。この記事が書かれた時期がプログラムの実施前であることも影響しているだろう。また、従来明文化されずに行われてきた被害関係修復指導 (保護観察において加害者を被害の修復に向けて指導すること) は被害者の望むものと一致するものばかりではなく、また、その方法が具体的に確立されたものではなく、保護観察所のマンパワーという観点からも充実しているとは言えなかったようである<sup>11</sup> (辻 2003: 22)。さらに、ここでは精神的な被害への賠償だけではなく、被害弁償の指導についても触れられており、「保護観察は加害者に支払いを強制したり、支払い金額を提示するなどの民事への介入はできないことについて、被害者に理解を求める必要がある」と述べられている (辻 2003: 20)。

さらに、鈴木美香子 (2006) は、しよく罪指導は被害者等の社会復帰に有効であるばかりではなく、国民の保護観察に対する信頼をも高めることにつながると述べており、有効なしよく罪指導のあり方について検討を加えている。それによると、保護観察におけるしよく罪指導は対象者の改善更生の実現が目的であるが、そこに被害者等の支援を含むとなると、被害者の意向に沿ったしよく罪行動が必要となり、加害、被害の二方向からの要請を整理していく必要が生じる。

しかし、矯正施設から出所したばかりの対象者にとっては、自らの生活の立て直しが急務であり、被害者等への謝罪・被害弁償を行えるだけの経済的・精神的余裕のない者が多い。また、被害者等が抱く対象者に対する厳しい感情に向き合うだけのしよく罪意識が深まっていない対象者も多く、

表面的にしよく罪「行動」をとることを急がせることは真の意味でのしよく罪ではないばかりか、最悪の場合、対象者が再犯に走ることも想定される (鈴木 2006:33)。保護観察における適切なしよく罪指導について鈴木は次のように指摘する。

たとえば、できるだけ早く被害弁償してほしい又は一日も早く謝罪に来てほしい、との被害者等の意向がある場合はそれも考慮しつつ、第一には、対象者自身に自分の犯した罪に向き合わせ、反省の気持ちをかん養し、しよく罪への自発的意志が芽生えるよう指導すると同時に、被害弁償や謝罪等、実際のしよく罪行動がとれるだけの本人の経済的・精神的な力をつけていくことを目的とすることが適当ではないかと考えられる。(鈴木 2006:33-34)

そして、鈴木は被害弁償をとまなういくつかのしよく罪指導の実例を紹介し、次のようにまとめている。

保護観察官及び保護司は、本人の反省心が深まるよう時間をかけて指導すると同時に、本人がしよく罪行動を実行できる程度の経済的・社会的自立を目指して処遇を実施しており、その結果、本人が自発的にしよく罪の気持ちを表す行動をとることができるようになった。しかしながら、これらのような成果を挙げることについては、個々の事件の担当保護観察官及び保護司の工夫と努力に任されてきた部分が大きく、また、それらの知見が全国的に共有されてきたとは言い難いのが現状である。(鈴木 2006: 35)

鈴木はまた、「保護観察におけるしよく罪指導の在り方検討委員会」の設置とそこで検討された争点について紹介している。たとえば、しよく罪指導の目的については、保護観察の主目的があくまでも対象者の改善更生にあることに鑑み、最終的に「社会 (被害者) 感情の宥和」ではなく「対象

者の改善更生に資する」とすることが適当とされた（鈴木 2006: 36-7）。そのほかにも、保護観察におけるしよく罪指導と少年院における「被害者の視点を取り入れた教育」等との連携（連続性の考慮）を図ることや、しよく罪指導の対象者については保護観察を実施する側のマンパワー等の問題から一定の絞りをかけるべきといった意見が出された。こうして見てみると、これらの争点を取りまとめたものが、しよく罪指導プログラムに収斂していったと考えられる。

## 2) 被害者調査を経験した保護司の語り

ここで見るのはEさんのケースである。このケースは、対象者に直接しよく罪指導を行ったというものではなく、Eさんが依頼された被害者調査についての話である。

E: 無期懲役者の恩赦というのが出てきて、無期で30何年か、懲役にいた人がね、恩赦の話が出てきたの。それで、こういう時に必ず、被害者感情の調査というのがあるんだよ。で、これをしてくれといわれたの。観察所から。で、その時の観察官の言い方は「慎重が上にも慎重を期してほしい」。<sup>12</sup>

事件は金銭目的による殺人で、今回調査対象になっていたのは、父親が亡くなって間もなく、母親（被害者）が殺され孤児になったという被害者の2人の子どもであった。

E: 秋のととても晴れた日に電話したんです。「〇〇（地域名）の保護司をしておりますEと申します。…実は、あなたのお母さんの亡くなられた時の加害者が恩赦になる可能性があるの…」とそこまで言ったらね、（相手が）「もう結構です」と言ってね。でね、「そういうことがあるので、じつはお話をお聞きしたいんだ」と言ったらね、「いや、もう忘れまして」と言われたのね。忘れましてって（いう言葉

は）、非常に冷たい感じがしたんだよね。もう少し粘ったわけよ、僕もね。「でも、恩赦ってことは出てくる可能性があるということなんで」「いや、もう結構です、忘れまして」って。<sup>13</sup>

Eさんが事前に観察官から聞いていた話によれば、2人の子どものうちの1人は、殺された母親の話になると正常な感情を維持できなくなってしまったので、最初から調査対象から外されていた。そういう事情もあって観察官からは、「決して無理をしないでくれ。だめだったら、引いてくれ」と言われていたという。それから二言、三言言葉を交わし、Eさんから「できればお伺いしてお話をしたいんだけど」と申し出たものの、相手からは「いや、忘れまして」の返事しか返ってこなかったのだという。この「忘れまして」という返事について、Eさんは次のように言う。

E: でも、その「忘れまして」っていうのはね、「私は忘れてません」っていうことなんだよ。ずっと心の中に残ってるんだよ。でね、その時にね、愕然としたの、僕は。というのね、被害者の感情というもの、これを考慮できなかったらね、加害者も救われない。被害者の思いというものを本当にわからなかったらね、加害者側を僕ら（保護司は）扱ってるでしょう？加害者自身も救われない。その思いを汲めなかったら、加害者も更生できないと強く思ったわけ。それから、保護司としての姿勢が、こう、座ったというかな。だから、被害者の側のことを考えられないような加害者ではだめなんで、そこまで踏み込めるような保護司でなければいけない、と思ったわけよ。<sup>14</sup>

Eさんの「被害者側の思いをわからなければ、加害者自身も救われない」という考えの背景には、そうしなければ加害者自身がいつまでも犯罪者と



前節のEさんの語りからも見て取れる。Eさんの場合は「保護司が対象者自身を理解する」ということも含んでいたが、被害者の心情を考慮するということを保護観察対象者（加害者）の更生にとって不可欠なものとしてとらえていた。

しかし、保護司が意図している、このような「しよく罪」の指導は刑務所（刑事施設）では行われていないのではないかとAさん、Bさん、Cさんは述べていた<sup>17</sup>。対象者にしよく罪の話をして、「なんか初めて聞いたみたいな顔してさっぱり」という反応が返ってきて、あらためてしよく罪について説明・指導することになるのだという<sup>18</sup>。さらに言えば、「しよく罪指導プログラム」は性犯罪や覚せい剤・薬物、交通事故等に対する処遇プログラムのような専門的なプログラムと並列的にとらえられており、彼・彼女らはそれらの専門的なプログラムについては理解していたようだったが、しよく罪指導プログラムについては正確に理解されていない様子がかがえた。Cさんは専門的な処遇プログラムについては「観察官のほうからこれ受けてもらえませんか。要するにそういう対象者を持っている人とか、今後出たときに回そうと思ってる人とか、というような、誰でもがそういうある程度専門的な感じの対象者となると、誰にでも回してもいいよっていう感じじゃあないような感じで主任官見てるから、そういうふうな人にはそういうプログラムの講習を受けてほしいとかいうことはあってね、毎年誰かしら受けるよね」と話していた<sup>19</sup>。Cさんのように、「しよく罪指導プログラム」と聞いて他の専門的な処遇プログラムと関連させながら述べる人は他にもいた<sup>20</sup>。短絡的すぎるかもしれないが、「プログラム」という語感が他のプログラムを想起させているのかもしれない。

全国的な統一を図る目的でしよく罪指導のプログラムが導入されたものの、現場の保護司たちは

ある特定の対象者にたいして、順序だっしょく罪を指導するというプログラムの存在についてはほとんど認知していない。これについては、プログラムを実施するに値する重大事件の受け持ち経験が彼・彼女らにないということも関係していると思われる。しかし、彼・彼女らは日頃の処遇実践においては、事件の大小にかかわらず、対象者に「しよく罪」について指導していた。

さらに、FさんやGさんについてはプログラムの存在についての認識はAさんたち同様ほとんどもっていなかったが、Aさんたちほど「被害者の心情」を重視しておらず、むしろ保護司がやるべきことは対象者に寄り添い、彼・彼女らを理解することであるという認識を示していた。Fさんは、「被害者がいる事件の場合には被害者の方がどれほど恐ろしい思いをしたかを伝えることもあるが、対象者にとってはそのことを理解して反省するよりも、社会のなかに居場所を見つけて適応していくことの方が重要で、そうすることによって再犯を防げる」という内容の語りをしている<sup>21</sup>。一方、Gさんは被害者の心情を対象者に伝えることがあるか尋ねたところ、「基本的に保護司が被害者に直接的に接するということはありません。したがって観察所からの資料で被害者の心情を部分的に推察するくらいですので、対象者に話す場合も具体性に欠ける恐れがあるので、一般的な話にとどめることにしています。ただ対象者の方から状況を聞くこともあります。賠償に関するトラブルについて相談されたこともあります。これも保護司が立ち入るべきこととは思っていません」と述べていた。

### (3)「対象者（加害者）の理解」をどのように行っているか

次に、保護司たちが保護観察対象者の言動をどのように受け止め、理解しようとしているのかを見ていくことにしたい。

前項で一部の保護司が述べていたことから、被害者の心情を対象者が考慮できるようになることは、対象者が立ち直るための重要なポイントと考えられていることがわかった。このように、しよく罪の指導が対象者の立ち直りにとって重要なのだとしたら、保護司は実際に対象者と被害者とのあいだに和解をもたらすことはないとしても、少なくとも対象者に被害者の心情や状況を想像させる、すなわち対象者と被害者の意味世界を仲立ちするような役割を引き受けているということができらるだろう。そのためには保護司自身が対象者の意味世界を知る必要がある。つまり、保護司が対象者を理解するように努めることによってはじめてそうした役割を引き受けることが可能になるように思われる。

だが、保護司の職務は、対象者の補導援護と監督指導の両輪によって成り立っているのであるから、「対象者の理解」といっても、保護司が対象者のすべてを受容することとは異なる。保護司は対象者の意味世界に完全に入り込むのではなく、あくまでも対象者と被害者双方の世界を知る者なのである。このように考えると、保護司はE. ゴフマンのいう「事情通」として理解できるのではないだろうか。E. ゴフマンは「信頼を失った者」の立場に立ち、「彼の姿態とか、彼自身の自己についての疑いにもかかわらず、彼が人間であり、〈本質的には〉正常だ、という感情を積極的に共有してくれ、彼に同情を示す」(Goffman 1963=1970: 38-9) 存在として「同類」と「事情通」がいると述べる。このうち、「同類」は同じスティグマをもった存在である。「事情通」は、「正常であるがこのスティグマをもつ人びとの秘密の生活に内々に関与して、その生活に同情的で、さらにある程度〔彼らに〕受け容れられている、すなわち彼らの同類の特別会員の存在である人びとである。事情通とは境界人であって、欠点をもつ人は彼らの前で、恥じな

くてもよく、自制の要もない」(Goffman 1963=1970: 51) <sup>22</sup>。

ここで取り上げるのは、Cさんが受け持っていた覚せい剤の犯歴のある対象者から「試された」というケースである。被害者のいないケースではあるが、保護司が対象者を「理解する」とはどういうことなのかの一側面を表すケースとして取り上げる。

C: (覚せい剤かどうかもわからない、白い粉を見せられて)「おれやってると思う?」「おれがやってるって観察所に言う?」って聞かれるんですよ。だけど、「いや、おれから観察所には言わない。けども本当にやってるんなら自分からいいな、おれやってるから助けてほしいって言って、お前と一緒にならば、警察にも行ってあげるし、観察所にも行ってあげるけれども、おれからチクるみたいなことはしないから」というと「わかったよ、これ、砂糖だよ」とか言って、流しに持って行って。おそらく覚せい剤だったら、捨てないだろうと思うんだけどね。「冗談だよ、試したんだよ」とか言って。

B: 保護司にそういう話をするのは、(保護司が)自分(=対象者)のことをよくわかっているからですね。表では、自分の犯罪歴からべらべらしゃべらなくても、保護司さんなら全部おれのこと知ってて、だから一つの会話ができる人、っていうことで。相手を別格の目で見ると、ついてきてくれないから。二人で頑張って行こうっていう感じで向き合うから、だから対象者も私たちについてきてくれると思うんですよ。<sup>23</sup>

Cさんのケースからわかるのは、対象者の意味世界がたとえ一般的な社会通念に反して、さらには対象者が保護司にたいして関係を試すような駆け引きをしてきても、保護司が「事情通」として

それを受け止め、理解しようとし、それでもなお信頼関係を築こうとしていることである。個々の保護司によって処遇の仕方や考え方に差があることを踏まえると、すべての保護司にこのケースのようなことが当てはまるとは言えないが、保護司が職務として対象者とのあいだに偏見のない関係を築いていることもまた事実である。保護司が対象者にどんなに理解を示しても、面接の約束をすっぽかされたり、裏切られたり嘘をつかれたりすることはよくあることだというのが、だからといって保護司を職務として引き受けている以上、個人的な感情で対象者を切り捨てることはできない。その点について、Eさんは「対象者のほうはね、保護司に対して、頼れる人（と思っている）。あるいは、最終的に自分を社会的にみんな拒否されるわけでしょ？白い目で見られているわけでしょ？だけど、保護司だけはそういう目で見ない。だから、僕よく言うんだけど、（その考えに）縛られてるんじゃないけど、『最後に支えられるのは保護司だけだよ』」と語った。

上記で見てきた保護司と対象者とのあいだの関係性は当然ながら一般化することはできない。事実、Fさんは「たとえば、少年犯罪とかで傷害事件起こしたとか、窃盗だとか、女の子の場合は被害者的な側面が強いとか、家庭環境的に『この子もよく、この程度で済んだよな』っていう心から同情するっていうケースも多いわけですよ。環境的にね。だけど、性犯罪とかちよっとなあ、共感もてないケースってあるわけですよ。そういう時はやってしんどいですよね、正直言ってね」、「そういうときに、そういう個人的な感情を交えちゃいけないって言われたって、生身の人間がやっつてることですから」と受け入れることが困難なケースについて言及していた。

しかしそれでも、CさんのケースやEさんの語りに見られた「事情通」としての保護司というあ

り方や、そのようなあり方をもとに結ばれている関係性は、「しよく罪指導」とは異なる経路で対象者の社会復帰をうながす可能性を十分にもちうることを示しているのではないだろうか。

#### (4) 「しよく罪」とは別の社会復帰のあり方

最後に確認するのは、対象者の社会復帰や更生を保護司がどのようにとらえているのかということである。前項で、「しよく罪指導」とは異なる経路で保護司たちが対象者にかかわり、そこに社会復帰をうながす可能性がある」と指摘した。しかし、「しよく罪指導」が具体的にどのように対象者の社会復帰につながっているのかということについては、誰からも語られていないし、資料にも書かれていない。

「しよく罪指導は被害者のためでもあるが、それは加害者自身のためでもある」という記述は資料の中でも確かめることができるし、保護司の語りには「被害者の痛みを知ることが対象者自身の立ち直りのためでもある」という内容の語りも見られた。ここから読み取れるのは「しよく罪により対象者の心理的負債を減らす」ということに限定されており、心理的負債を減じた結果、社会復帰にどのようにつながっているのかまでは明示されていないのではないだろうか。そうだとすれば、保護司が処遇実践のなかでめざしている「社会復帰」や「更生」のあり方としよく罪とがどのように関連するのだろうか。これを最後に確認していきたい。

更生や社会復帰ということについての保護司の語りを見ていくと、帰住先や就業先の確保について重視する語りが多く中、「自己把握」が重要とも語られていた。詳しく見ていこう。

まず、語りに入る前に確認しておかねばならないのは、帰住先や就業先を確保することが更生の指標の一つとして扱われているということである。

たとえば、法務省のウェブサイト内の「更生保護を支える人々」というページ<sup>24</sup>に掲載されている保護司の紹介文には「犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています」と書かれており、対象者の社会復帰のために帰住先や就業先の確保が必要とされており、保護司がそれについての調整や相談を担うことが示されている。そして実際に、保護司たちは「真面目に来てくれたり、ちゃんと仕事に就いてる証明書を持ってきたり」、「約束を守れるようになった」ことをもって「この人はもう大丈夫だ」と判断しているようである<sup>25</sup>。しかし、なぜ帰住先や就業先を確保することが重要なのかについては保護司それぞれが経験則などから意味づけをし直しているようである。たとえば、Fさんは「心情論よりも具体的なことが大事」と述べた後、次のように語っていた。

F: 居場所があって仕事したり、居場所があって学校に行けたりすれば、大半再犯起こさな  
いんですよね。ただ、居場所が見つけられな  
かったり、目標がないっていう場合は再犯起  
こしますね。(中略)

\* : Fさんの考え方のなかで、一般社会に適  
応することと犯した罪を反省すること、ど  
ちが大事とかってあります？

F: 反省なんて、一番最後の、最後の最後でい  
いんだ。極端な話。

\* : 適応の方を重視してるっていうこと。

F: だって腹減った状態でね、パン盗むなって  
言たってパン盗むでしょ。社会福祉的な意  
味でもうどうしようもない、にっちもさっち  
もいかないみたいな人に対して反省なんて言  
たって気の毒だよな。「反省なんてしなくて  
いいよ」なんて言っちゃうんだよな。反省な

んて、もっとずっとずっと先。こんなことを  
保護司は言っちゃいけないんだけどね。<sup>26</sup>

誤解のないように指摘しておく、Fさんは決してしょく罪の意味を軽んじているのではない。しょく罪や反省の前にするべきこととして、再犯を防止する目的で「(対象者自身の)生活の立て直し」があるのであり、それを抜きにしょく罪や反省を求めることはできないということである<sup>27</sup>。

さらに、Eさんは「自己把握」が重要だと語る。Eさんが関わっていたのは薬物の事犯で保護観察となった対象者で、薬物常習の背景にはメンタルな問題がありうつ状態に陥ったこと、それを解消しようとして薬物に手を出したという情報を事前に得ていた。その対象者はEさんとかかわりの中で、ある時「労働というのが自分には恐怖だった」と語ったという。Eさんはその対象者に無理に就労を勧めることはしなかった。その後、その対象者は自分の状態にあった就労先を見つけるために精神障害ということで障害者手帳を取得することになった。この時のことをEさんは次のように語る。

E: これは一つの大きな進歩だったと思う。  
なぜかっていうと、自分を認めたわけ。自分  
が自分であることの根拠のところは何がある  
か認めたわけ。その上で社会と関わろうとし  
たわけ。そうすると、ハローワーク行ったら、  
全然違う対応になったの。(中略) いままでの  
彼の、ふつうの人間としてふつうの仕事に就  
こう就こうとしては失敗してたわけ。そこが  
一つ超えられたわけだ。(中略) 自己把握がで  
きていなければ人間関係のなかで必ずぶつか  
るでしょ。(中略) そこはね、仕事の問題よ  
りは自己把握ができるかどうかっていうところ  
がまず出発点になる。<sup>28</sup>

Eさんも決して就労やしょく罪を軽視しているわけではないが、無理をして対象者がますます精

神的に追いつめられるよりも、状況が許すなら「一生親のスネかじる」くらいの気持ちでいたほうがよいと考えている。Eさんがいう「社会復帰」は、自分の状態を知ることにより、就労先や帰住先でどのような人間関係を結んでいけばよいかの目処をつけていくことであるといえるだろう。

## 5. 考察

### (1) 問いの答え

初めの問いに答えながら、上記の結果を整理していこう。一つ目の問いは「そもそも保護司の処遇実践において何がなされているのか」、二つ目の問いは「処遇実践のなかで困難がいかに経験されているのか」ということであった。この二つは関連する問いなのでまとめて考察する。

当初、「加害者の理解」と「被害者心情の重視」との間でジレンマが生じるのではないかという想定のもと見てきたが、保護司が処遇実践においてこのようなジレンマにぶつかるということも困難として経験することもないようだった。むしろ、加害者（保護観察対象者）の立ち直りのために、加害者に被害者心情を考慮する必要性があると述べられていた。保護司が「加害者側を扱っている」という意識が徹底されており「事情通」として対象者の理解や信頼関係の構築が努められていること、被害者の心痛や加害者に対する心情が厳しいことは保護司が改めて確認するまでもないということから、このようなジレンマが処遇実践においては回避されているものと考えられる。ただし、Fさんが述べたように、職務とはいえ、あくまで「生身の人間がやってること」なのである。「保護司として加害者＝対象者と向き合っている」という意識があるからこそ、個人的な感情（犯罪行為に対する嫌悪感）を抱いても、そのような感情を表に出すことはせず、ましてやそれについて叱責する

ことは保護司の職務から外れると考えているので「ジレンマ」としても「困難」としても浮かび上がらないという可能性も否定しきれない。

三つ目の問いは、プログラムの導入により保護司の処遇実践がどのような影響を受けたのか、ということであった。これについては、特に影響を受けていないということができる。保護司たちの語りからは、プログラムについての周知が徹底していないこと、また、プログラムとは無関係に「しよく罪指導」に一定の有効性を認め実践していることがわかった。

### (2) 手段としての「被害者心情」

ところで、本研究で確認してきたような保護司の「被害者心情」の受け止め方はまっとうだと思う一方、誤解を恐れずにいうなら、ある意味で手段的であるようにも思われる。というのも、本来、プログラムの元である「犯罪被害者等基本法」に立ち返れば「被害者の社会復帰のために」このプログラムが設定されたはずである。にもかかわらず、保護司たちは、あくまでも保護観察の処遇においてめざされている「対象者の改善・更生にとって」必要だから、重要だからという理由で「被害者心情を重視」していた。本研究における調査の不備も決して否めないが、現在の制度上、保護観察対象者である加害者と被害者が本当の意味で（たとえば、対面的に）交差するということが想定されていないからこそ、保護司たちはこのように「被害者心情」を受け止め、「保護観察対象者の改善・更生」のためにやむを得ずフィクションとして利用せざるを得なくなっているという側面も少なからずあるのではないだろうか。

施設内での処遇と異なり、社会内での処遇においては加害者と被害者が完全に隔離されているわけではないため、両者が接する可能性がないとは言いきれない。実務の上では、加害者と被害者を

担当する保護司が同一になることないとしているが、制度上ではそのような可能性は想定されることがないまま、保護司は加害者と被害者のそれぞれの意味世界を理解する立場として仲介的な役割を担い続けることとなっているように思われる。

今回の調査で析出された、このような保護司の「被害者心情」の受け止め方については、制度との関連も念頭に置きながら、引き続きより綿密な調査を行うことで検討していきたい。

### (3) 制度と実践の乖離をとらえる——「保護司文化」の分析に向けて

安部哲夫が指摘しているように、被害者が刑事法学の領域で長らく放置されてきたことを考えると被害者の権利を擁護する視点は当然重要だが、「被害者に傾倒したこの10年の刑事司法改革の動きは、あまりにもスピーディで、十分な議論を経て勧められたとは言い難く、「市民である被害者を守る責務は国家にあるという視点は、『国家による自由』を強調するあまり、加害者を擁護すべき市民から排除しかねない」ものである（安部2013:38-9）。今回の調査においては被害者のいるケースとないケースが混在していたため、正確なことは言えないが、被害者がいないケースであっても犯罪歴のある者はしばしば「元犯罪者」のレッテルを貼られ、「擁護すべき市民」から排除されがちである。今回の調査で保護司たちが繰り返し「対象者側を扱っている」と述べていたことを踏まえて考えると、保護司制度は対象者を理解し、信頼関係を構築することによって、社会的包摂という政策的な理念の実現に寄与しているといえよう。その際に重要な点として、対象者を理解するという事実（そして、対象者を社会復帰に導くということ）は、対象者を一般的に通用するような「正しさ」のものさしで測るのではなく、プログラムを「正しく」運用することでも

なかった。

武川正吾は、社会政策における参加について論じる中で、「専門主義化が社会サービス利用者の政治参加にとって機能的である」ということを指摘している（武川2009:114）。それによると、官僚と専門家はそれぞれが内面化する職業倫理が異なっており、官僚は「組織目標を達成するため効率や効果を優先することが期待され、結果よりは手続を重視する傾向にある」一方で、専門家は「利用者の利益を最優先することが期待され、手続よりは結果を重視する傾向があり」、「専門家は利用者の利益が政治行政権力から脅かされるおそれがあるとき、その防波堤としての機能を果たすことができる」（武川2009:114）。「保護観察」は刑事処分であるので社会サービスとして理解するのはやや無理があるだろうし、保護観察官が対象者の利益を脅かすこともないだろうが、ここで指摘されている「専門家」を保護司にも当てはめて考えることができる。保護司は、立場上は非常勤の国家公務員ではあるが、実質的には民間人として（民間人の感覚でもって）対象者と接していて、対象者が一般的な通念から逸れても、「まずはそれを受け止める」姿勢を持っていた。

制度や法の遵守について、あるいは、官僚性的であることを軽んじているわけではないが、制度から乖離した実践のなかに保護司が独自に育んできた慣習や文化が存在していることもまた事実であろう。本稿中では触れていないが、今回の調査では、保護司が所属している保護司会や分区分会での研修や勉強会をつうじて知識や「保護司らしさ」を身につけていっていること、すなわち保護司の「自己研鑽」的文化についても垣間見えた。これらについても今後の継続的な調査研究を行うことで検討していきたい。

[謝辞]

最後になりましたが、お忙しい中、調査にご協力いただいた保護司の皆様にご挨拶申し上げます。

## 文献

安部哲夫、2013、「刑事法の領域から考える『加害／被害』——被害者の権利・利益重視の時代における刑事司法」『加害／被害』国際書院。

Goffman, Erving, 1963, *Stigma: Notes on the Management of Spoiled identity*, Prentice-Hall (=1970, 石黒毅訳『スティグマの社会学——烙印を押されたアイデンティティ』せりか書房)。

法務総合研究所、2005、『法務部研究 26 保護司の活動実態と意識に関する調査』。

堅田剛編、2013、『加害／被害』国際書院。

葛野尋之、2009、「社会復帰とソーシャル・インクルージョン——本書の目的とイギリスにおける展開」『犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン』現代人文社。

宮澤浩一、2003、「更生保護と犯罪被害者」『更生保護と犯罪予防』(141)、1-4。

森田洋司監修、2009、『新たな排除にどう立ち向かうか——ソーシャル・インクルージョンの可能性と課題』学文社。

日本犯罪社会学会編、2009、『犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン』現代人文社。

——、2011、『犯罪者の立ち直りと犯罪者処遇のパラダイムシフト』現代人文社。

鈴木美香子、2006、「保護観察におけるしよく罪指導について」『罪と罰』43 (2)、32-39。

武川正吾、2009、『社会政策の社会学——ネオリベリズムの彼方へ』ミネルヴァ書房。

辻裕子、2003、「被害者の視点を取り入れた保護観察について——平成 14 年度『法務研究』より——」『更生保護と犯罪予防』(141)、4-23。

津富宏・尾山滋、2009、「犯罪者の社会的包摂——市民としてのアイデンティティ形成支援」『犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン』現代人文社。

津富宏、2011、「犯罪者処遇のパラダイムシフト——長所基盤モデルに向けて」『犯罪者の立ち直りと犯罪者処遇のパラダイムシフト』現代人文社。

## [注]

<sup>1</sup> 保護司の定員は、保護司法により 52,500 人と定められている。この定員に対して、現在保護司として従事している人数の割合を出したものが充足率である。

<sup>2</sup> かねてより無職者、家族関係の希薄な者、居住関係が不安定な者に再犯者が多いことはよく知られており、法務総合研究所による『平成 24 年版 犯罪白書』の第 7 編にもその記載がある

([http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/59/nfm/n\\_59\\_2\\_7\\_1\\_0\\_0.html](http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/59/nfm/n_59_2_7_1_0_0.html), 2013/10/29 閲覧)。また、2012 年 7 月 20 日に開かれた犯罪対策閣僚会議において、「再犯防止に向けた総合対策」が決定され、その中の重点施策の一つに「社会における『居場所』と『出番』を作る」が挙げられている ([http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04\\_00005.html](http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00005.html), 2013/10/29 閲覧)

<sup>3</sup> 社会的包摂とは、社会的排除と対を為す概念である。もともと、社会的排除は 1970 年代のフランスに登場してきたと言われており、当初は社会経済的な構造要因により、労働市場から排除された結果、他領域へのアクセスからも排除されてしまうということが社会問題化したと言われている (森田 2009; 葛野 2009)。また、とりわけ本研究を進める上で参考になった視点として「象徴的社会的包摂モデル」を挙げておく。象徴的社会的包摂モデルとは、「そもそも社会的排除とは市民としてのアイデンティティの喪失であり、だとすれば、社会的包摂とは市民としてのアイデンティティの回復である」と考え、犯罪者を社会の一員と見なす、社会の一員としてのアイデンティティの回復 (リカバリー) を志向するモデルである。津富 (2011) は、Uggen et al (2004) の「職場、家庭、近隣という 3 つの場面における役割 (職場における生産的な市民、家庭における責任ある市民、近隣における活動的な市民)」のセットをまっとうな役割のセット (respectability package) と呼び、これを手に入れることによって、市民としてのアイデンティティが形成される」という議論を引きながら、このようなアイデンティティを形成することによって、反社会的な行動を抑圧できるとしている。(津富・尾山 2009; 津富 2011: 68-9)

<sup>4</sup> この調査は、「保護司の活動実態と意識のうち、1 保護観

察処遇(対象者との面接の状況及び処遇困難な対象者への対応)に関すること、2 地域社会とのつながりに関すること、3 犯罪被害者に関すること、4 新任保護司の確保に関することの4点について重点的に調査・分析を行い、保護司の現状の一端を明らかにするとともに、調査結果を今後の保護司制度の充実発展に係る議論・検討に役立てることを目的とし<sup>13</sup>て実施された。面接調査と質問紙調査からなっており、いずれも2004年に実施されている。面接調査については、調査担当者が全国の保護観察所19庁に赴き、合計82人の保護司に対し、個別の面接調査(聞き取り調査)を行ったという。質問紙調査については、面接調査の結果を参考に、質問紙調査のための調査票を確定させ、全国の保護司から無作為抽出した3,000人に対し、調査票を郵送。回答者の数は2,260人(回答率75.3%)であったという。(法務総合研究所 2005: ii)

<sup>5</sup> 「対象者の困った行動として、約束しても来訪しない、連絡がとれない、約束して保護司が往訪しても不在であるといったことを経験している者が多く、保護司が対象者との接触確保に苦心していることがうかがわれる。また、対象者が面接中に話をしたがらないということを経験している者も約3分の1おり、対象者(特に少年と思われ)とコミュニケーションを図るのに苦労している保護司の姿もうかがわれる」。(法務総合研究所 2005: 33)

<sup>6</sup> これ以外の罪種と犯罪被害者が求めることについての調査結果は(法務総合研究所 2005: 49-51)に詳しいグラフとともに掲載されている。

<sup>7</sup> 具体的な指導・助言の内容については、『被害者等の立場になって考えてみることについての指導・助言』の経験が一番多く65.6%、次いで、『被害者等に謝罪することについての指導・助言』(51.8%)、『被害者等に金銭的賠償(被害弁償)をすることについての指導・助言』(43.2%)、『被害者を慰霊し、その冥福を祈ることについての指導・助言』(18.1%)、『被害者等のもとへ謝罪に向く際の同行』(4.6%)の順であった<sup>14</sup>と述べられている(法務総合研究所 2005: 51)。また、対象者(犯罪者)と犯罪被害者の狭間にあることのジレンマがうかがえる具体例については、(法務総合研究所 2005: 52-3)を参照されたい。

<sup>8</sup> <http://ci.nii.ac.jp/>

<sup>9</sup> インタビューデータについて、固有名詞や地名が頻繁に用いられた理由として、一つにはFさんの自宅でインタビューを実施したためインタビューの途中でご家族の方との会話などが挟まれていること、またもう一つには、日頃から筆者がFさんとともに不登校生徒の支援のボランティア活動を行っており、ケースについて尋ねた際に、筆者とFさんが互いに共有できる場面を取り上げながら説明したことがあげられる。

<sup>10</sup> 例として、北澤信次『犯罪者処遇の展開』(2003年に出版。原稿は再録)が挙げられている。

<sup>11</sup> 辻(2003)では、被害者への謝罪や被害弁償を具体的に考えられるように指導するためには、被害者への償いについて具体的に考えられるようになる受容期に至るまでの指導期間を確保する必要があるという観点から、少年院等の矯正施設に置けるしよく罪指導との連続性が保たれるよう強制との連携を十分に図る必要があるとの指摘もなされている。

<sup>12</sup> 2012年8月31日のインタビューより。

<sup>13</sup> 2012年8月31日のインタビューより。

<sup>14</sup> 2012年8月31日のインタビューより。

<sup>15</sup> 2012年8月31日のインタビューより。

<sup>16</sup> 2012年8月27日のインタビューより。

<sup>17</sup> 2012年8月27日のインタビューより。これについては、実際には刑務所や少年院といった施設処遇において「しよく罪指導」とは呼ばれていないが、「被害者の視点を取り入れた教育」として実施されている。

<sup>18</sup> 2012年8月27日のインタビューより。

<sup>19</sup> 2012年8月27日のインタビューより。

<sup>20</sup> 2013年9月7日に実施したFさんへのインタビューより。

<sup>21</sup> 2013年9月7日のインタビューより。

<sup>22</sup> 事情通はさらに2つのタイプに分けられる。ゴフマンは「第一の型の事情通に、特定のスティグマのある人たちの要求に応じたり、こういう人びとに関して社会がとる措置を実施する施設で働いているときに、彼らを目撃する機会をもった人がある」と述べ、その例として、看護婦、医師、食料品店の異教徒の従業員、同性愛者の集まるバーの正常なバーテンダー、売春婦の小間使い、たえず犯罪者たちと交渉をもたねばならない警察を挙げている。また、「第二の型の事情通は、スティグマのある人に社会構造上関係を持つ人である——この場合、その関係のゆえに、[当事者の外側の]包括社会は双方を何らかの点で一つのものとして扱うことがある」と述べ、例として、精神疾患者の貞実な配偶者、前科者の娘、肢体不自由者の親、盲人の友、絞首刑執行人の家族を挙げている。(Goffman 1963=1970: 53)

<sup>23</sup> 2012年8月27日のインタビューより。

<sup>24</sup> 法務省「更生保護を支える人々」

([http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo\\_hogo04.html](http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo04.html), 2013/10/29 閲覧)

<sup>25</sup> 2013年6月12日のインタビューより。

<sup>26</sup> 2013年9月7日のインタビューより。

<sup>27</sup> 注2を参照のこと。

<sup>28</sup> 2013年5月13日のインタビューより。